

発議第9号

持続可能なインフラ・安全安心なまちづくり対策特別委員会の設置について（案）

- 1 山形県議会委員会条例（昭和50年3月県条例第5号）第3条の規定により、本議会に委員9人をもって構成する持続可能なインフラ・安全安心なまちづくり対策特別委員会を設置する。
- 2 本委員会は、本県における持続可能な県民生活のためのインフラ整備・維持及び県民が安全安心に生活できるまちづくりの推進に関する施策について調査審議を行う。
- 3 本委員会は、上記の施策について閉会中も調査審議できるものとし、議会において調査審議終了を議決するまで存置するものとする。

以上の議案を、山形県議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和8年3月18日

山形県議会議長 田 澤 伸 一 殿

提出者	渋 間 佳寿美
	今 野 美奈子
賛成者	齋 藤 俊一郎
	阿 部 ひとみ
	佐 藤 正 胤
	遠 藤 和 典
	梶 原 宗 明
	五十嵐 智 洋
	吉 村 和 武
	森 谷 仙一郎
	伊 藤 重 成
	船 山 現 人

多様な人材活躍・関係人口交流人口対策特別委員会の設置について（案）

- 1 山形県議会委員会条例（昭和50年3月県条例第5号）第3条の規定により、本議会に委員9人をもって構成する多様な人材活躍・関係人口交流人口対策特別委員会を設置する。
- 2 本委員会は、本県における性別、年齢、国籍、障がいの有無などに関わらず多様な人材が活躍できる環境の整備及び関係人口と交流人口の拡大に関する施策について調査審議を行う。
- 3 本委員会は、上記の施策について閉会中も調査審議できるものとし、議会において調査審議終了を議決するまで存置するものとする。

以上の議案を、山形県議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和8年3月18日

山形県議会議長 田 澤 伸 一 殿

提出者	渋 間 佳寿美
	今 野 美奈子
賛成者	齋 藤 俊一郎
	阿 部 ひとみ
	佐 藤 正 胤
	遠 藤 和 典
	梶 原 宗 明
	五十嵐 智 洋
	吉 村 和 武
	森 谷 仙一郎
	伊 藤 重 成
	船 山 現 人

地域経済力強化対策特別委員会の設置について（案）

- 1 山形県議会委員会条例（昭和50年3月県条例第5号）第3条の規定により、本議会に委員9人をもって構成する地域経済力強化対策特別委員会を設置する。
- 2 本委員会は、本県におけるデジタル技術による生産性向上や生産物の高付加価値化、イノベーションの創出などによる地域経済力の強化に関する施策について調査審議を行う。
- 3 本委員会は、上記の施策について閉会中も調査審議できるものとし、議会において調査審議終了を議決するまで存置するものとする。

以上の議案を、山形県議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和8年3月18日

山形県議会議長 田 澤 伸 一 殿

提出者	渋 間 佳寿美
	今 野 美奈子
賛成者	齋 藤 俊一郎
	阿 部 ひとみ
	佐 藤 正 胤
	遠 藤 和 典
	梶 原 宗 明
	五十嵐 智 洋
	吉 村 和 武
	森 谷 仙一郎
	伊 藤 重 成
	船 山 現 人